

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.184

〔共通〕 問1 防災制度に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 防災防火対象物において使用する防災対象物品は、消防法令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないが、工事中の建築物において使用する防災対象物品は、当該防災性能を有していることまでは求められていない。ただし、当該建築物は都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものではないものとする。
- (2) 消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、その一部に防災防火対象物の用途に供される部分を有するものに防災対象物品を使用する場合は、防災防火対象物の用途に供される部分以外の部分も含めて消防法令で定める基準以上の防災性能を有するものを用いる必要がある。
- (3) カーテン、布製のブラインド、じゅうたん等は防災対象物品だが、工事用シートは防災対象物品ではない。
- (4) 防災対象物品であるじゅうたん等が有していなければならない防災性能は、物品の残炎時間及び炭化長に関する性能である。

〔消防用設備等〕 問1 消防設備士免状の交付を受けている消防設備士が点検を行うことができる消防用設備等の種類の組合せとして、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

	消防設備士の種類及び指定区分	消防用設備等の種類
(1)	第1類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第3類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備
(2)	第3類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用スプリンクラー設備
(3)	第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備
(4)	第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	特定駐車場用泡消火設備

〔消防用設備等〕 問2 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上、漏電火災警報器を設置する必要がないものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものとする。

- (1) 延べ面積が200㎡の重要文化財建造物
- (2) 延べ面積が300㎡の公衆浴場
- (3) 延べ面積が400㎡の美術館
- (4) 延べ面積が700㎡の事務所ビル(令別表第1(15)項)で、当該建築物における契約電流容量が60Aのもの

〔防火査察〕 問1 消防法に基づく命令を発動した際の公示に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 命令を行ったときの公示は、火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発動されて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。
- (2) 消防法第5条第1項に基づく防火対象物の改修命令、消防法第8条第3項に基づく防火管理者選任命令及び消防法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置命令については、公示が義務づけられているが、法第3条第1項に基づく屋外の火災予防措置命令には公示は義務づけられていない。
- (3) 小規模雑居ビルの避難階段に大量の段ボール等が存置されており、関係者に除去するように指導したが従わないので、消防吏員名で消防法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令を発動したところ即時に除去したが、消防法第5条の3第5項に基づき標識の設置等による公示をした。
- (4) 消防法第8条第4項に基づく防火管理業務適正執行命令を発動したことに伴い設置された標識が損壊していることを現認した場合は、設置された標識を損壊した者には、器物損壊罪又は軽犯罪法が適用される可能性があるため、行為者に対しては告訴・告発で対応する。

〔防火査察〕 問2 消防法に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 消防法に基づく不利益処分(命令)を発動する際に事前手続きとして実施する弁明は、聴聞の手続をとる不利益処分には該当しない不利益処分を行う場合に、書面による処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与える手続をいい、口頭による弁明の機会を付与することはできない。
- (2) 消防法第46条の2から法第46条の5までに規定する過料は刑罰ではないから、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はなく、また、科刑手続について、告発などの、刑事訴訟法の適用もなく、一般手続として非訟事件手続法の定めがある。
- (3) 代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務のうち、他人が代わって行うことのできる作為義務を義務者が履行しない或いは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ、他人が代わって履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費用を義務者から徴収することをいう。
- (4) 消防法に基づく命令に対する救済を図る方法としては、命令によって生じた損害を金銭で償う方法(国家補償)と、命令そのものについて争い、取消しを求める争訟による方法(行政争訟)がある。また、行政争訟には、行政不服審査法に基づく行政機関自身に対して救済を求める「行政不服申立

て」と、行政事件訴訟法に基づく裁判所に対して救済を求める「行政事件訴訟」という二つの制度がある。

【危険物】 問1 三種危険物取扱者に関する次の記述のうち、誤っているものを選び。

- (1) 危険物の移送において必要とされる危険物取扱者の乗車義務を果たすことができる。
- (2) 潤滑油（第4類第三石油類、第四石油類）を取り扱うことができる。
- (3) 消防法第14条の3の2の規定による定期点検を実施することができる。
- (4) 危険物保安監督者に選任することができる。

【危険物】 問2 第5類の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所に関する

次の記述のうち、誤っているものを選び。

- (1) セルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設ける。
- (2) 指定過酸化物の貯蔵倉庫の外壁は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造とする。
- (3) 第5類の危険物のみ貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けない。
- (4) ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所にあつては、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講じる。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

消防士長・消防司令補問題解答

第84号)。

【地方自治】

問1 答 (1)

解説 (1) 地方自治法第74条第1項参照。地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例は、制定又は改廃の請求の対象外とされている。

- (2) 地方自治法第74条の2第1項参照。
- (3) 地方自治法第75条第1項参照。
- (4) 地方自治法第76条第1項参照。

【行政手続】

問1 答 (3)

解説 (1) 行政手続法第39条第4項第1号参照。
(2) 行政手続法第39条第4項第5号参照。
(3) 行政手続法第40条第1項参照。命令等制定機関は、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにした上で、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。

- (4) 行政手続法第42条参照。

【地公法】

問1 答 (5)

解説 (1)、(2) 正しい。地方公務員法第52条第5項参照。

- (3) 正しい。地方公務員法第52条第3項参照。

(4) 正しい。

(5) 誤り。地方公務員法第52条第3項において、職員が職員団体の構成員となることもならないことも任意であることが保障されており、この加入、脱退の自由、特に脱退の自由は、職員団体の規約をもってしても制約することはできないとされている（行実昭35.12.27 自治丁公発

問2 答 (2)

解説 (1) 正しい。地方公務員法第26条の2第1項参照。

- (2) 誤り。地方公務員法第26条の2第3項及び第26条の3第2項参照。いずれの部分休業についても、給与は、条例で定めるところにより、減額して支給するものとされている。

(3) 正しい。地方公務員法第26条の2第1項参照。

(4) 正しい。部分休業は、職務命令によるものではなく、職員の意思に基づくものでなければならない。

(5) 正しい。地方公務員法第26条の3第1項参照。高齢者部分休業は、加齢による諸事情への対応、地域貢献、ワークシェアリング等のため短時間勤務を希望する職員について、勤務時間を減らしつつ定年まで勤務することを可能とする制度である。

【消防組織】

問1 答 (2)

解説 (2) 誤り。前段は正しいが、後段は誤り。テロ災害やNBC災害についても対象とされている。

問2 答 (2)

問3 答 (3)

解説 消防組織法第4条第2項及び第29条参照。消防組織法第4条第2項第22号において、石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項は、消防庁の所掌事務として規定されている。

【消防法規】

問1 答 (3)

証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

無線従事者規則から抜粋

（免許証の再交付）

第50条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第11号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

〔国民保護〕

問1 答 (2)

- 解説 ア 妥当でない。国民保護法第35条第4項の規定により、意見を聴かなければならない。
- イ 妥当。国民保護法第35条第5項参照。
- ウ 妥当。国民保護法第35条第6項参照。
- エ 妥当でない。国民保護法第35条第8項ただし書きの規定により、軽微な変更については準用しない。
- オ 妥当。国民保護法第35条第8項参照。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 火点室等からの退出、特に緊急脱出の場合は、決めたとおりの退出方法によらず、検索員は検索ロープの他にホース線を、また筒先担当員もホース線の他に検索員の検索ロープを活用し、速やかに脱出する。

消防司令問題解答

〔消防法規〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 適用されるため、誤り。
- (2) 市町村長のため、誤り。
- (3) 正しい。
- (4) 要件のため、誤り。
- (5) 所有者等が作成するため、誤り。

〔消防時事〕

問1 答 (5)

解説 (5) 南海トラフ地震のみのため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 選挙権は行使できるため、誤り。
- (2) 地方税などの請求権はないため、誤り。

(3) 財務は住民監査請求のため、誤り。

(4) 正しい。

(5) 含まれないため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 警察等関係機関、主催者との連絡態勢の確立を図る必要がある。

〔救急〕

問1 答 (3)と(4)

解説 意識障害縮瞳はモルヒネ（麻薬）、散瞳は覚せい剤、コカイン。設問は逆のため誤り。〈出典〉救急救命士標準テキスト改訂第10版793頁。

問2 答 (3)

解説 (3) 翼状針は末梢静脈路確保に使用するものであり、気管挿管手技には使わない。〈出典〉救急救命士標準テキスト改訂第10版360頁。

問3 答 (3)、(4)、(5)

解説 (1)、(2) 空気感染防止対策の記載。救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.1）参照。

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法施行令第4条の3第1項。消防法第8条の3第1項では、「高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。」と規定されており、それを受けた消防法施行令第4条の3第1項において「消防法第8条の3第1項の政令で定める防火対象物は、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項に掲げる防火対象物（防災防火対象物）並びに工事中的建築物その他の工作物（総務省令で定めるものを除く。）とする。」と規定されている。すなわち、消防法施行規則第4条の3第1項第1号に規定されている「都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属する建築物」以外の工事中的建築物において使用する防災対象物品は、消防法令で定める基準以上の防災性能を有していることまでは求められていないという記述は誤りである。

(2) 消防法施行令第4条の3第2項。同項は、「消防法施行令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、当該防火対象物の用途に(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に該当するものが存する場合は、当該

用途に供される部分のみを一の防災防火対象物とみなして規制することとしたものである。これは、いわゆる複合用途防火対象物にあっては、その供される用途が同条第1項に掲げる防火対象物の用途と同じである部分に限って、防災規制の対象とすることを定めたものであり、この点では、消防法施行令第9条と趣旨を同じくするものである。」(消防法施行令解説第二版117頁参照)。すなわち、防災防火対象物の用途に供される部分以外の部分も含めて消防法令で定める基準以上の防災性能を有するものを用いる必要があるという記述は誤りである。

- (3) 消防法施行令第4条の3第3項。本選択肢は(1)と密接な関係を有しており、「高層建築物・地下街・劇場・キャバレー・旅館・病院等の分類と異なり、工事中の建築物その他の工作物にあっては、その建築物の用途にかかわらず、ほとんどすべてのものを防災規制の対象としている。すなわち、カーテンやじゅうたんの防災規制のように建築物の用途による出火危険性や防火上の重要性に着目するのではなく、工専用シートについては、防火対象物が工事中であることに着目して、工事中の火花や火源に対して工専用シート自体が着火又は炎上しないようにすることにより工事中の出火を防ごうというものである。」(消防法施行令解説第二版116頁参照)。すなわち、工専用シートは防災対象物品ではないという記述は誤りである。
- (4) 消防法施行令第4条の3第4項。じゅうたん等を除く「炎を接した場合に熔融する性状の物品」にあっては、物品の残炎時間、残じん時間、炭化面積、炭化長及び接炎回数に関する性能の基準に適合していることが求められ、また、「炎を接した場合に熔融する性状の物品」及びじゅうたん等を除く「その他の物品」(綿、レーヨンなどのセルロースが該当)にあっては、物品の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に関する性能の基準に適合していることが求められる。「じゅうたん等は、一般的に床に水平に敷かれることから、カーテン、どん帳の様に垂直な状態で使用されるものとは燃焼の仕方も異なるので、防災性能の基準も異なってくる。」(消防法施行令解説第二版121頁参照)とされており、じゅうたん等が有していなければならない防災性能は、物品の残炎時間及び炭化長に関する性能であるという記述は正しい。

消防用設備等

問1 答 (2)

解説 消防法施行規則第31条の6第6項の規定に基づき、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類(平成16年消防庁告示第10号)が定められているが、本設問はその内容を問うものである。

- (1) 屋内消火栓設備に代えて用いることができるバッケ

ージ型消火設備やスプリンクラー設備に代えて用いることができるバッケージ型自動消火設備の点検では、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の点検を行うことができる第1類の甲種消防設備士もしくは乙種消防設備士が点検を行えることはもちろんだが、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備では用いられない消火薬剤貯蔵容器、消火薬剤、容器弁、選択弁、安全装置、放出口等の点検を行う必要があることから、第2類の甲種消防設備士もしくは乙種消防設備士又は第3類の甲種消防設備士もしくは乙種消防設備士も点検を行うことができる」とされており、本選択肢は正しい。

- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)第2条第13号に規定する消防用設備等だが、スプリンクラー設備に類する消防用設備等なので、当該設備等の点検を行うことができる者は第3類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士ではなく、スプリンクラー設備の点検を行うことができる第1類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士が正しい。
- (3) 共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備は、それぞれ「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)第2条第14号及び第15号に規定する消防用設備等であり、特定小規模施設用自動火災報知設備は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する消防用設備等である。さらに、複合型居住施設用自動火災報知設備は、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成22年総務省令第7号)第2条第2号に規定する消防用設備等である。いずれも自動火災報知設備に類する消防用設備等なので、当該設備等の点検を行うことができる者は自動火災報知設備の点検を行うことができる第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士で正しい。
- (4) 特定駐車場用泡消火設備は、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成26年総務省令第23号)第2条第2号に規定する消防用設備等だが、泡消火設備に類する消防用設備等なので、当該設備等の点検を行うことができる者は泡消火設備の点検を行うことができる第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士で正しい。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令第22条第1項第1号。消防法施行令別表第1(17項)に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積にかかわらず漏電火災警報器の設置義務が生ずるので、延べ面積が200㎡の重要文化財建造物であれば漏電火災警報器を設置する必要がある。

- (2) 消防法施行令第22条第1項第2号。消防法施行令別表第1(9)項に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積150㎡以上で漏電火災警報器の設置義務が生ずるので、延べ面積が300㎡の公衆浴場であれば漏電火災警報器を設置する必要がある。
- (3) 消防法施行令第22条第1項第4号。消防法施行令別表第1(8)項に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積500㎡以上で漏電火災警報器の設置義務が生ずるので、延べ面積が400㎡の美術館であれば漏電火災警報器を設置する必要はない。
- (4) 消防法施行令第22条第1項第5号、第7号。消防法施行令別表第1(15)項に掲げる防火対象物にあっては、延べ面積1,000㎡以上で漏電火災警報器の設置義務が生ずるので、延べ面積が700㎡の事務所ビルであれば規模の観点からは漏電火災警報器を設置する必要はない(第5号)。しかし、消防法施行令別表第1(15)項に掲げる建築物における契約電流容量(同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあつては、そのうちの最大契約電流容量)が50Aを超えるものには漏電火災警報器の設置義務が生ずるので、契約電流容量が60Aの事務所ビルであれば漏電火災警報器を設置する必要がある(第7号)。ちなみに消防法施行令別表第1(1)項から(6)項まで、及び(16)項に掲げる建築物についても、当該建築物における契約電流容量が50Aを超える場合は漏電火災警報器の設置義務が生ずるので覚えておいてほしい。

[防火査察]

問1 答 (3)

- 解説 (1) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 消防法第5条第3項、消防法第8条第5項、消防法第17条の4第3項及び消防法第3条により適当。
- (3) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより、発せられた命令が即時に履行された場合には公示の必要はないので、不適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 行政手続法第29条第1項に基づき、行政庁が口頭であることを認めた場合は、口頭による弁明の機会が付与できるので、不適当。
- (2) 逐条解説消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 行政代執行法第2条及び違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 行政不服審査法、行政事件訴訟法及び違反処理マニュアルにより適当。

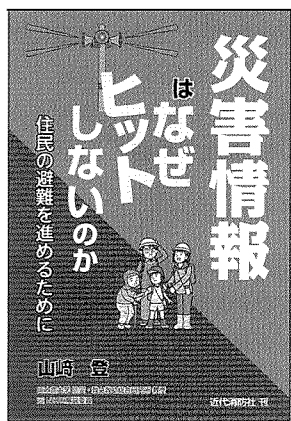
[危険物]

問1 答 (4)

- 解説 (1) 移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させて行わなければならない。法第16条の2第1項参照。
- (2) 丙種危険物取扱者は、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類(重油、潤滑油及び引火点130℃以上のものに限る。)、第4石油類及び動植物油類を取り扱うことができる。規則第49条参照。
- (3) 定期点検は、危険物取扱者又は危険物施設保安員が行う。規則第62条の6第1項参照。
- (4) 誤り。危険物保安監督者は、甲種又は乙種危険物取扱者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するものの中から選任する。法第13条第1項参照。

問2 答 (3)

- 解説 第5類の危険物は自己反応性物質であることから、分解反応を抑制するための貯蔵倉庫の構造、温度管理設備の設置、貯蔵倉庫の構造強化による爆発災害の拡大防止等の対策が必要となる。令第10条第1項第十五号、第6項、規則第16条の4第5項第2号、第16条の7参照。
- 貯蔵倉庫は原則として天井を設けないこととされているが、第5類の危険物のみ貯蔵倉庫にあっては貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。令第10条第1項第7号参照。



災害情報はなぜヒットしないのか

住民の避難を進めるために ■ 山崎 登 著

四六判 / 200頁 定価 1,650円 (本体 1,500円 + 税 10%)

もっとわかりやすく、役に立つ災害情報をどのように伝え、どう防災に生かしていけばいいのか、それを学生も含めた多くの人に伝わる言葉で考え、結果としてこの国の防災のレベルをもう一段高いものにしていきたい。

近代消防社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号(ヤクルト本社ビル)
TEL (03) 5962-8831 FAX (03) 5962-8835
URL <http://www.ff-inc.co.jp/>